

一般財団法人  
消防試験研究センター  
入札参加要領

一般財団法人消防試験研究センター

## ☆ 注 意

- 1 入札に参加する場合は、この要領をよく読んでから参加してください。
- 2 一般財団法人消防試験研究センター（以下「試験センター」という。）の入札において、入札参加申請書を提出した場合、試験センターでの資格審査の結果、参加資格を禁止する場合があります。

## 消防試験研究センターにおける入札参加要領

### 1 目的

この基準は、消防試験研究センター（以下「試験センター」という。）が物品の購入、請負、その他の契約を行う場合に入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものである。

### 2 参加資格について

入札に参加する者は、国又は地方公共団体の入札参加有資格者名簿等に登載された者（以下「有資格者」という。）であり、かつ、以下の要件に該当していなければならない。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされていないこと
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力でないこと。
- (4) 前各号のほか理事長が特に必要があると認めるときは、別に入札参加者の資格を定めることができる。

### 3 入札の申し出

入札に参加する者は、入札参加申請書に有資格者であることを証する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

### 4 入札参加通知書の送付

- (1) 試験センターの入札参加資格のある者には、入札参加通知書を送付する。
- (2) 入札参加通知書を、入札説明会及び入札当日に試験センターの担当者に提示しなければならない。

### 5 参加の取消しについて

入札に参加をした者が次の各号に該当した場合は、入札の参加を取消し賠償金の支払を課すとともに、その事実が判明した日から 1 年間試験センターの入札参加を禁止する。

- (1) 入札時において
  - ア 競争入札において公正な執行を妨げ、若しくは妨げようとした者。
  - イ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
- (2) 契約締結時及び履行時において
  - ア 契約の履行に当たり、著しく品質の劣化した物品を故意に納入したもの若しくは納入数量を偽る等の不正な行為をした者。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約業者が契約を履行することを妨げた者。

## 6 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は入札を辞退することができる。

(2) 入札の辞退は、次の方法により行うものとする。

ア 入札前の場合は、その旨の書面を試験センターの担当者に持参するか郵送等により送付すること。

イ 入札中の場合は、試験センター担当者に辞退の申し出をすることができる。

## 7 公正な入札の確保について

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、適正な価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、他の入札参加者を聞き出す行為をしてはならない。

(4) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはならない。

(5) 入札参加者は、入札価格を故意に他の入札参加者に対して開示してはならない。

## 8 仕様説明会

仕様説明会は、別途入札案内により指示することとする。

なお、簡易と認められる場合は入札当日に説明会を行うことができることとする。

また、説明会は省略することができるものとする。

## 9 入札保証金

入札保証金にあつては、予定価格の 100 分 3 を現金で納めることとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部の納付を免除する。

(1) 試験センターが入札参加通知書において、入札保証金の全部又は一部の納付を必要としないことを明示したとき。

(2) 国や地方公共団体が定めている、入札保証金の免除要件に該当する場合でこれを証明できるものを示したとき。

## 10 入札

(1) 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、あらかじめ通知書に示された日時及び場所において、試験センター職員の指示により入札箱に投入しなければならない。

### (2) 入札者の代理

ア 入札は、代理人に行わせることができる。

イ 代理人が入札を行う場合は、入札の事前若しくは当日に正当な代理人である旨の委任状を提出しなければ入札に参加することはできない。

### (3) 郵送による入札書の提出について

入札案件により郵送が認められている場合は、書留郵便等により入札することがで

きる。ただし、指示した日時及び場所に到着していなければならない。

(4) 入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 開札

(1) 開札は入札の終了後直ちに、当該入札場所において入札者の立会いのもと行う。

(2) 入札者がやむを得ず開札に立ち会えない時は、当該入札事務に関係のない試験センター職員が立ち会う。

#### 12 入札の無効

(1) 入札書の記載事項が不明な入札。

(2) 入札書に記名押印のない入札。

(3) 金額を訂正、改ざんした入札書による入札。

(4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者。

(5) (1)から(4)までのほか、試験センターが違反と認めた行為をした者が行った入札。

#### 13 落札者

(1) 契約の目的に応じ、センターが定めた予定価格の制限の範囲内で最高又は最低価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

(2) 前項にかかわらず、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次点の入札者を契約の相手方とすることができる。

#### 14 再度入札

(1) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

(2) 前項の入札には、第12により入札が無効となった者は参加することができない。

#### 15 くじによる落札者の決定

(1) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 前項の場合、郵送等によりやむを得ずくじが引けない者があるときは、試験センター職員が代わりにくじを引く。

#### 16 入札結果の通知

(1) 落札者があるときは、その氏名（法人の場合はその名称）及び金額を開札に立ち会った入札者に知らせなければならない。

(2) 落札者がいないときも同様にその旨を知らせることとする。

(3) 開札に立ち会えなかった入札者が、落札者となったときもその旨を通知することとする。

#### 17 契約書の作成

(1) 入札による落札者又は随意契約の相手方は、理事長が指定する期日までに契約書に記名押印し、必要な書類を添えて提出しなければならない。

- (2) 契約は、提出された契約書に理事長が記名押印したときに確定する。
- (3) 契約書は2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通をそれぞれが保有する。